



わた なべ てる かず
渡辺 晃一

つ し みん かい
津市民の会

市内公設の障がい者施設の老朽化対策は

問 障害者総合支援法が改正され地域共生社会の実現に向けた取り組みが推進されている。

津市にも公設の障がい者施設が6カ所あるが、特にコスモス作業所は重度の障がい者も多く、約半世紀前の保育園を改造し使い勝手が悪い。波瀬川にも近く、災害時の避難が大変であり「高台に移設を」の声もある。施設更新の早期検討が必要であると思うが市の考え方は。

答 コスモス作業所は、昭和46年に一志保育園として建設され、その後、平成4年に一志町社会福祉協議会が障がい者の小規模作業所として運営を始めた経緯があり、公設の障がい者施設の中で最も古い。施設は老朽化しており、建て替えなければならないと、十分認識している。

事業化については、市が障がい者の作業所として施設を建設し、指定管理者を募集していく方法と、現在、指定管理を行っている津市社会福祉事業団が独自事業として自前の施設を建設していく方法と2つの方法が考えられるので、これらの方法を検討していく。



●その他の質疑・質問●

- 「障害者差別解消法」制定を受け「津市障がい者差別解消条例」制定に向けた早期の取組は
- 津なぎさまち路上駐車^の現状は。駐車場を有料化し、利便性を考えたバス時刻表設定を
- 県道一志出家線（中川原橋）、県道一志美杉線、県道一志嬉野線（JR名松線第四小山踏切^の）の進捗状況は など



▲「早期に施設更新を」の声が多いコスモス作業所



はっ た まさ とし
八 太 正 年

じ ゆう みん しゅう どう し ぎ だん
自由民主党市議団

藤水地区の公衆用道路の売払いは適法か

問 市道青谷御殿場海岸線の道路区域に存するものとして、国から譲与を受けた公衆用道路を、津市は平成29年8月24日に売り払っている。

国有財産特別措置法第5条第1項第5号では「道路の用に供するとき」に、国が市町村へ譲与できると定められているのであるから、道路の用に供しないのであれば、譲与は受けられず、国へ返すのが本来ではないか。

答 地方分権推進の一環として、平成12年度から16年度の5カ年において、市町村合併前の10市町村にて、約6万件の国有財産の一括譲与を受けており、当該公衆用道路は、市道青谷御殿場海岸線の道路区域に存するものとして、平成15年4月1日に、国から譲与を受けたものである。

平成29年4月21日に、隣接土地所有者から境界確認の申請があり、現地にて境界立ち合いを行ったところ、当該公衆用道路は、本件市道の区域から外れており、かつ道路機能を失っていることが判明したことから、関係自治会や隣接土地所有者の同意を得た上で、売払いを行った。

その後、東海財務局津財務事務所および三重県と協議を行ったが、譲与内容の訂正等は必要ないと回答を得ている。

●その他の質疑・質問●

- 障がい者雇用について
- コンプライアンスについて
 - 津市職員は法令（法律や条例等）を守っているか
 - 法令違反による契約は有効か
- 合併特例債を活用して都市計画道路（久居井戸山町垂水線の桜が丘から南が丘までの区間）の整備を



▲国有財産（公衆用道路）の譲与手続きの適正化を